上記ウの場合（上記キの場合を含む。）	賃貸住宅管理業者の名称	
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合（上記キの場合を含む。）	登録家賃債務保証業者	
	登録番号	
上記オの場合（上記キの場合を含む。）	所属する団体の名称	
	団体の構成員の氏名又は名称	
上記カの場合	共同で認定を受けている者の区分（ア～オのいずれかを記載）	
	共同で認定を受けている者の氏名又は名称	
被保護認定住宅入居者の氏名及び住所	氏　　名	
	住　　所	
毎月の家賃等の額	家　　賃	円
	共　益　費	円
代理納付された金品の返還に関する事項等	ア　法第53条第２項に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過誤払いがあったことが発覚したこと又は②被保護認定住宅入居者の保護の内容の変更、停廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。 イ　法第53条第２項に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護認定住宅入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。 ウ　保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける認定事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。	
その他特記事項		

備考

１　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

２　認定事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。

３　住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。

４　家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。